

糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業補助金交付規程

令和5年4月1日

水道管理規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、快適な生活環境の確保、公共用水域の水質汚濁の防止及び浄化の促進、農業集落排水処理施設の円滑な事業の促進を図るため、排水設備工事（新築工事を除く。）を行う者に対し、糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、糸満市補助金等交付規則（昭和54年糸満市規則第25号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程で使用する用語は、糸満市農業集落排水処理施設条例（令和3年糸満市条例第13号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業集落排水処理施設 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (2) 処理区域内 糸満市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和48年糸満市条例第4号）第2条第4項に規定する処理区域をいう。
- (3) 排水設備 条例第2条第1項第3号に規定する排水設備をいう。
- (4) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (5) 単独浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (6) くみ取り式便所 貯留された汚物を後でくみ取る方式の便所をいう。
- (7) 補助対象工事 農業集落排水処理施設の処理区域内で合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り式便所を廃止して行う排水設備工事で、申請年度の12月末日までに完了する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 糸満市内で補助対象工事を行う建物の所有者又は居住者若しくは土地の所有者
- (2) 国、県又は市（糸満市農業集落排水処理施設早期接続促進事業補助金を除く。）の

他の同様な制度による補助又は扶助を受けていない者

(3) 条例に規定する農業集落排水事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の確認を受けていること。

(4) 市税等を滞納していないこと。

(5) 第1号に規定する建物又は土地の所有者が申請者と異なる場合は、当該建物又は土地の所有者の同意を得ていること。

2 建物又は土地の所有者の名義が共有している場合については、共有者のうち1人に補助金を交付する。ただし、管理者が認めた場合は、この限りではない。

（補助金額）

第4条 補助金は、予算の範囲内で別表に掲げる額を交付する。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事の見積書の写し

(2) 補助対象工事の着手前の写真

(3) 排水設備計画確認書の写し

(4) 市税等の完納証明書又は非課税証明書

(5) 第3条第1項第5号の規定による建物又は土地の所有者の糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業工事同意書（様式第2号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

（交付決定等の通知）

第6条 管理者は、前条の規定により補助金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）を、補助金の交付が不適当であると認めるときは、糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業補助金不交付通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

（計画変更及び辞退届）

第7条 前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が第5条の申請及び前条の決定内容を変更する場合若しくは接続工事を中止し、又は補助金の交付を辞退しようとするときは、糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業補助金計画（変更・中止）届出書（様式第5号）又は糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業補助金交付辞退届出書（様式第6号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助工事が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象工事の遂行が困難となった場合は、速やかに管理者に報告してその指示を受けなければならない。

(完了報告)

第8条 補助決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、工事の完了後、10日以内に次に掲げる書類を添付し、糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業排水設備工事完了報告書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る支払請求書の写し
- (2) 排水設備工事完了届の写し
- (3) 補助対象工事に係る工事状況の写真（着手前、施行中、完了後）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 管理者は、前条の規定により完了報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、工事の内容が交付決定の内容及びこれらに付した条件に適合するものと認めたときは、補助金の額を確定し、糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業補助金額確定通知書（様式第8号）により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた補助決定者は、速やかに糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業補助金請求書（様式第9号）により補助金の請求をしなければならない。

2 管理者は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第11条 管理者は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第6条第1項の規定による交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、管理者は、糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助決定者へ通知するものとする。

- (1) この規程の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第12条 管理者は、前条の規定により交付決定を取り消す旨の決定をしたときは、交付した補助金の全部又は一部を糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業補助金返還命令書（様式第11号）により、補助決定者に返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		補助額
合併処理浄化槽 を設置している 建物	補助対象工事費が5万円未満の場合	当該工事費の額
	補助対象工事費が5万円以上の場合	5万円
単独処理浄化槽 又は汲み取り式 便所を設置して いる建物	補助対象工事費が10万円未満の場合	当該工事費の額
	補助対象工事費が10万円以上の場合	10万円

※当該工事費の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。